国民年金保険料の 免除期間・納付猶予期間がある方へ

保険料の後払い(追納)をお勧めします!

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、 学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納めたときと 比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受取額が少なくなり ます。しかし、免除等期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって 納めること(追納)ができます。また、社会保険料控除により、所得税・ 住民税が軽減されますので、ぜひ、保険料の追納をお勧めします。



〈追納に関する注意事項〉

- ・一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていないと追納できません。
- ・老齢基礎年金を受給できる方は追納できません。
- ・追納は、免除等を受けた期間のうち、古い期間の保険料から納めてください。
- ・免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額 に一定の加算額が上乗せされます。
- ・役場窓口または年金事務所で申し込み可能です。申請書は窓口にあります。

(令和5年度中に追納していただく際の月額の保険料)

期間	全額免除 法定免除 納付猶予 学生納付特例	一部免除			
		3/4免除	半額免除	1/4免除	備考
H25.4月~H26.3月分	15,220円	11,420円	7,610円	3,810円	
H26.4月~H27.3月分	15,370円	11,530円	7,680円	3,840円	
H27.4月~H28.3月分	15,700円	11,770円	7,840円	3,930円	
H28.4月~H29.3月分	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円	
H29.4月~H30.3月分	16,570円	12,430円	8,280円	4,140円	
H30.4月~H31.3月分	16,410円	12,300円	8,200円	4,100円	
H31.4月~ R2.3月分	16,460円	12,350円	8,220円	4,110円	
R2.4月 ~ R3.3月分	16,570円	12,420円	8,290円	4,140円	
R3.4月 ~ R4.3月分	16,610円	12,460円	8,300円	4,150円	追納加算額はありません
R4.4月 ~ R5.3月分	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円	

間 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

健康診査の結果の活用

健診結果は いかがでしたか?



健診が終わったら・・・



きちんと健診結果に目を通しましょう! 以前と比べて変化した数値はありませんか? 結果説明の場があれば、積極的に受けましょう!



「要精密検査」「要医療」「要治療」と言われたら、 まずは、かかりつけ医に相談しましょう!



結果に応じて、市町村が実施している健康相談、 保健指導、通いの場などをうまく活用しましょう!



生活習慣を振り返り、見直せるところはトライ!



また来年の健診で健康状態を確かめましょう!

ジェネリック医薬品の利用促進と医療機関への適切な受診

多日なりのの国際中の知识について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医療品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。 ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の 窓口で「希望カード」を提示しましょう。※希望カードは役場住民課後期高齢者医療担当まで

◆ 効き目・安全性 ◆

ジェネリック医薬品は、新薬と同等 の効果・効能を持ち、厚牛労働省の 基準を満たしている安全なお薬です が、希望される場合は必ず主治医や 薬剤師によく相談しましょう。

ジェネリック医薬品を利用する とお薬代が安くなります。薬に よって異なりますが、新薬より 3割以上、中には5割以上安く なるものもあります。





高原目がかるともはる人の点にご覧意な

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切に しながら病気と向き合っていきましょう。

- ◎ かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。

園 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601 住民課後期高齢者医療担当 ☎ 56 - 2122

上七分,第 15 2023年9月号